

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただくことも結構です。

令和 年 月 日		所在地		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
給与所得者		フリガナ		特別徴収義務者番号		宛名番号		所属	
氏名		氏名又は名称		フリガナ		氏名		電話	
生年月日		個人番号又は法人番号		フリガナ		担当者		内線 ()	
個人番号		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
受給者番号		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
1月1日現在の住所		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
異動後の住所		フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
特別徴収税額 (ア)		特別徴収税額 (年税額)		未徴収税額 (ウ)		未徴収税額 (ア)-(イ)		異動の事由	
円		円		円		円		異動後の未徴収税額の徴収方法	
円		円		円		円		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1. 退職 2. 転職 3. 長期 4. 定解 5. 退職 6. 退職 7. その他		1. 退職 2. 転職 3. 長期 4. 定解 5. 退職 6. 退職 7. その他		1. 退職 2. 転職 3. 長期 4. 定解 5. 退職 6. 退職 7. その他		1. 退職 2. 転職 3. 長期 4. 定解 5. 退職 6. 退職 7. その他		1. 退職 2. 転職 3. 長期 4. 定解 5. 退職 6. 退職 7. その他	

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 円を	月分 (翌月10日納入期限分) から	徴収し、納入するよう連絡済みです。
受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
円	円

左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	理由
1. 異動が令和 年 12月 31日 までで、一括徴収の申出がないため	1. 異動が令和 年 12月 31日 までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年 5月 31日 までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため	2. 令和 年 5月 31日 までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため
3. 死亡による退職であるため	3. 死亡による退職であるため

※市町村記入欄